

# 土木工事及び設計業務等積算基準の改定について

県では現在、土木工事及び設計業務等積算基準の改定作業をしています。  
適用日や詳細については、後日公開する長野県ホームページや行政情報センターでご確認ください。

## 1 改定の概要

改定する率、補正係数、割合は次のとおりです。

土木工事・・・ 一般管理費等率及び現場管理費率  
市街地（DID）補正係数（一部工種）

設計業務・・・ 一般管理費等の割合

測量・地質調査業務・・・ 諸経費率

### (1) 土木工事の積算基準の改定

#### ① 一般管理費等率及び現場管理費率の改定

【道路改良の場合】

#### 一般管理費等率

工事原価 C <sub>p</sub>	500 万円以下	500 万円を超え 30 億円以下	30 億円を超えるもの
【現行】 一般管理費等率	14.38%	$-2.57651 \times \text{LOG}(C_p) + 31.63531$ (%)	7.22%
【改定】 一般管理費等率	20.29%	$-4.63586 \times \text{LOG}(C_p) + 51.34242$ (%)	7.41%

#### 現場管理費率 = A · N<sub>p</sub><sup>b</sup>

純工事費 N <sub>p</sub>	700 万円以下	700 万円を超え 10 億円以下		10 億円を超えるもの
適用区分等	下記の率とする	上記算出式により求められた率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
		A	b	
【現行】 率又は変数値	29.53%	57.8	-0.0426	23.91%
【改定】 率又は変数値	32.73%	80.0	-0.0567	24.71%

#### ② 市街地（DID）の補正係数の一部改定

補正対象地域	補正対象工種	補正対象	【現行】 補正方法	【改定】 補正方法
市街地（D I D）	鋼橋架設工事 電線共同溝工事 道路維持工事 舗装工事	共通仮設費率	2.0%加算	1.3 倍
		現場管理費率	1.5%加算	1.1 倍

## (2) 設計業務等積算基準の改定

設計業務の一般管理費等の割合、測量・地質調査業務の諸経費率の改定

**設計業務の一般管理費等 = (業務原価) × β / (1 - β)**

	現行	改定
業務価格に占める一般管理費等に占める割合 β	30%	35%

**測量業務の諸経費率 = A · X<sup>b</sup>** Xは直接測量費（成果検定費を除く）

直接測量費 X	50 万円以下	50 万円を超え 1 億円以下		1 億円を超えるもの
適用区分等	下記の率とする	上記算出式により求められた率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
		A	b	
【現行】 率又は変数値	87.8%	462.5	-0.1266	44.9%
【改定】 率又は変数値	91.2%	371.23	-0.107	51.7%

**地質調査業務の諸経費率 = A · Y<sup>b</sup>** Yは対象額（直接調査費＋間接調査費）

直接測量費 Y	100 万円以下	100 万円を超え 3000 万円以下		3000 万円を超えるもの
適用区分等	下記の率とする	上記算出式により求められた率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
		A	b	
【現行】 率又は変数値	47.1%	385.8	-0.1523	28.0%
【改定】 率又は変数値	52.0%	335.58	-0.135	32.8%

## 2 その他

- 市町村には、改定した積算基準を提供し、県の対応状況を周知します。
- 改定した積算基準を長野県ホームページに掲載するほか、行政情報センター等においても公表します。